

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年4月22日認可した。

平成27年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市財田町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）山田池地区
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）正宗地区
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）灰倉地区